

「新たな文化拠点整備基本構想策定支援業務委託」企画提案要領

1 業務の名称

新たな文化拠点整備基本構想策定支援業務委託

2 業務の趣旨・目的

群馬県は、令和7年6月に群馬県民会館（以下、「旧県民会館」という。）を廃止するとともに、「新たな文化拠点」の整備方針を公表し、令和7年度には、「新たな文化拠点検討のための基礎調査」（以下、「基礎調査」という。）に取り組んできた。

基礎調査では、県民の文化芸術活動に係るニーズ調査をはじめとした様々な調査を通じて、「県民に対する豊かな鑑賞体験の提供」、「県民の文化芸術活動への主体的な関与」、「幸福度向上に資する戦略的投資」などの観点から「新たな文化拠点」の必要性を確認した。また、広域自治体である県が担うべき役割も鑑みると、「新たな文化拠点」は、旧県民会館のような「貸館」中心の受動的な運営施設ではなく、「創造型ホール」となる必要があることが明らかになった。

「創造型ホール」とは、施設の基本理念に従って能動的に価値提供を行う主体としての拠点であり、基礎調査においては、県民一人ひとりの主体的な関わりや創造性を育むために、以下のような役割や価値を提供する拠点として整理されている。

文化に出会う：市町村施設と一定の役割分担のもと多様な鑑賞機会を提供

文化と関わる：文化との接点、主体的な関わりを増やす自主事業の積極展開

文化を生み出す：次代を担う若者の感性を育て、新しい価値を創る

これらの役割等を担うためには、県民ニーズに即した鑑賞・発表・創造の場を備えるとともに、人材育成、普及啓発、異分野との共創をはじめとした様々な事業を自ら企画・実施するための人材の確保や運営体制の構築など、ソフト・ハード両面からの機能強化が求められる。

本業務では、基礎調査の結果を踏まえた上で、「新たな文化拠点」の目指すべき方向性や担うべき役割等を整理し、群馬県が「新たな文化拠点整備基本構想」（以下、「基本構想」という。）としてとりまとめるために必要な調査及び支援を実施するものである。

なお、業務の遂行にあたっては、以下の点に留意すること。

- ・ 人々のニーズや価値観の多様化、人口減少などの様々な社会的変化、さらには、デジタル化の進展など、文化を取り巻く環境も大きく変わりつつある中で、半世紀先を見据えて、将来にわたって県民から広く利用され続けるとともに、県民一人ひとりの幸福度向上や県全体の活性化に寄与するなど、県民にとって価値のある唯一無二の文化拠点を目指す必要があること。
- ・ 拠点整備に対する県民理解を促進するため、ホールの規模・機能、運営体制及び事業展開等のイメージを可視化するとともに、整備により得られる様々な事業効果を丁寧に可視化する必要があること。

3 見積限度額

27,000千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

※応募に関する経費は含まず、提案者の負担とする。

※採用された提案者に対しては、採用された企画提案に基づき業務内容を調整の上、再度見積を依頼する。

4 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

5 応募資格

次の条件のすべてを満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (2) 群馬県の指名停止処分を受けている場合、その期間中でないこと。
- (3) 破産宣告を受け復権していない者でないこと。
- (4) 銀行取引停止処分を受けている者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (7) 国税、地方税等の滞納をしていないこと。
- (8) 公立の文化関連施設の整備、構想策定や調査検討業務等の類似した実績を有すること。

6 スケジュール

- (1) 企画提案募集開始
令和 8 年 5 月 25 日（月）
- (2) 参加申込期限
令和 8 年 6 月 4 日（木）17 時【必着】
- (3) 質問受付期限
令和 8 年 6 月 4 日（木）17 時【必着】
- (4) 応募期限
令和 8 年 6 月 15 日（月）12 時【必着】
- (5) 第一次審査（書類審査）
令和 8 年 6 月 17 日（水）～6 月 19 日（金）【予定】
- (6) 第一次審査結果通知
令和 8 年 6 月 22 日（月）【予定】
- (7) 第二次審査（プレゼンテーション審査）
令和 8 年 6 月 25 日（木）【予定】
- (8) 優先交渉者の決定及び通知
令和 8 年 6 月 30 日（火）【予定】
- (9) 契約締結・業務開始
令和 8 年 7 月上旬

7 企画提案の募集にあたって配布する資料

配布資料は、群馬県ホームページからダウンロードすること。

- (1) 「新たな文化拠点整備基本構想策定支援業務委託」企画提案要領【本資料】
- (2) 「新たな文化拠点整備基本構想策定支援業務委託」仕様書
- (3) 参加申込書【様式 1】
- (4) 質問票【様式 2】
- (5) 企画提案書表紙【様式 3】
- (6) 業務実施体制表【様式 4】
- (7) 暴力団排除に関する誓約書【様式 5】
- (8) 課税（免税）事業者届出書【様式 6】

8 参加申込

- (1) 提出様式
参加申込書【様式1】による
- (2) 申込期限
令和8年6月4日（木）17時【必着】
- (3) 提出先
「13 問い合わせ先」に同じ
- (4) 提出方法
電子メールによる
※メール件名を「参加申込（新たな文化拠点整備基本構想策定支援業務委託）」とすること
※提出した旨を電話で連絡すること

9 質問受付

- (1) 提出様式
質問票【様式2】による
- (2) 受付期限
令和8年6月4日（木）17時【必着】
- (3) 提出先
「13 問い合わせ先」に同じ
- (4) 提出方法
電子メールによる
※メール件名を「質問（新たな文化拠点整備基本構想策定支援業務委託）」とすること
※提出した旨を電話で連絡すること
- (5) 回答
質問に対する回答は、原則3日以内（土・日曜日・祝日を除く）に参加申込書の提出があった提案者全員に対し、電子メールで回答する。なお、回答は企画提案要領及び仕様書の追加又は修正等として扱うことがある。
※質問提案者名は公開しない。

10 応募の手続き等

応募する場合は、次のとおりア～コの電子データ（PDF）を提出する。

- (1) 提出書類
 - ア 企画提案書表紙【様式3】
 - イ 企画提案本体【任意様式】
 - ウ 業務実施体制表【様式4】
 - エ 費用見積書【任意様式】
※宛先は「群馬県知事 山本 一太」とし、内訳には各経費の単価、消費税及び地方消費税を明記すること。
※見積額が上記3の限度額を超えた場合は失格とする。
 - オ 実施スケジュール【任意様式】
 - カ 決算書の写し（直近のもの1期分）（半期決算の場合は2期分）（*）
 - キ 暴力団排除に関する誓約書【様式5】（*）

ク 法人登記簿謄本（3ヶ月以内に発行されたもの。コピー可）（*）

ケ 課税（免税）事業者届出書【様式6】

コ その他参考となる資料（会社概要パンフレット等）

※県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがある。

※群馬県「令和8・9年度物品等購入契約資格者名簿」登載者は、（*）印の付いた書類の提出は不要

（2）企画提案書本体の記載事項

ア 企画内容

「11 審査」の審査項目の内容を網羅し、具体的な内容を盛り込むとともに、企画提案本体は20ページ程度とすること。

イ その他企画内容を説明するために必要な事項

企画提案内容を補足する事項があれば自由に記載すること。また、業務の趣旨・目的を遂行するために必要と思われるものであれば、仕様書記載以外の調査・分析事項の追加提案も可とする。

ウ 実績

実績に関しては、過去5年間程度における公共施設、特に文化関連施設の整備、構想策定や調査検討業務を記載すること

（3）提出期限

令和8年6月15日（月）12時【必着】

（4）提出先

「13 問い合わせ先」に同じ

（5）提出方法

電子メールによる

※メール件名は「応募（新たな文化拠点整備基本構想策定支援業務委託）」とすること。

※データサイズが7MBを超える場合は、事前に群馬県に連絡した上で、県の指定するファイル共有システムにより提出すること。

※提出した旨を電話で連絡すること。

（6）書類の取扱い

- 提出された応募書類等は、事業者の選定のためにのみ使用し、機密保持には十分配慮する。ただし、事業者として採択された場合は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号）、「群馬県情報公開条例」（平成12年6月14日条例第83号）に準じ、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて情報公開の対象となる。

（7）その他

- 応募書類の作成・提出に要する経費は提案者の負担とする。
- 提案者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該企画提案を無効にし、契約締結後の場合には、契約を解除することがある。
- 提出後に辞退する場合には、速やかに連絡するとともに、その旨書面にて提出する。

11 審査

提出された書類に基づき第一次審査を行い、その後、第一次審査通過者を対象に、企画提案に関するプレゼンテーション・ヒアリング等による第二次審査を行い、最も優れた企画提案を提出した事業者を、委託業者の優先交渉者として決定し、委託契約の交渉を行う。

(1) 第一次審査

- ・ 審査期間 令和8年6月17日(水)～令和8年6月19日(金)【予定】
- ・ 審査方法 応募書類を基に書類審査を行う。第一次審査通過は得点上位から順に5者程度を予定している。なお、5者程度に満たない場合は第一次審査を行わず、応募者全員を第一次審査通過者とする。

- ・ 審査項目 以下の選定基準に基づいて審査を行う。
 - ①事業の趣旨・目的を理解した提案となっているか
 - ②実施スケジュール及び業務執行体制は適切か
 - ③有識者会議及び有識者ヒアリングの運営方法並びに委員候補者に関する提案は適切か
 - ④施設イメージの仮説構築・可視化及び追加調査に関する提案は適切か
 - ⑤公共施設の統廃合の実現に向けた調査に関する提案は適切か
 - ⑥見積り金額等、費用算定は適切か
 - ⑦類似業務、特に文化関連施設の整備、構想策定や調査検討業務に関する実績は十分か
- ・ 結果通知 令和8年6月22日(月)【予定】
審査結果は有効な企画提案書の提出者に対して個別に通知する。
第一次審査通過者に対しては、第二次審査の詳細を併せて通知する。

(2) 第二次審査

- ・ 審査期間 令和8年6月25日(木)【予定】
- ・ 審査方法 原則、対面でのプレゼンテーション、ヒアリング等
(時間等の詳細は、第一次審査通過者に連絡する)
- ・ 審査項目 上記第一次審査の審査項目に同じ。
- ・ 結果連絡 令和8年6月30日(火)【予定】
第二次審査参加者全員に結果を連絡する。
なお、優先交渉者名は県ホームページ上で公表する。

1.2 委託契約

(1) 契約方法

- ・ 企画提案内容がそのまま契約となるものではなく、具体的な契約内容及び委託金額は、群馬県との交渉で決定する。
- ・ 契約締結の際は、上記交渉による調整後の業務仕様書を改めて群馬県から示した上で見積書を提出する。
- ・ 上記交渉が不調に終わった場合、次点とされた者と交渉する場合がある。

1.3 問い合わせ先

〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1 群馬県庁18階
群馬県 地域創生部文化振興課 文化拠点係
担当者 中津瀬・岩丸
TEL 027-226-2595
メール bunshinka@pref.gunma.lg.jp

14 その他

- ・提出期限後の提案者の都合による追加書類の提出、再提出、差替えは一切認めない。
- ・提出された書類等に虚偽がある場合は、失格とすることがある。また、これにより群馬県が損害を被った場合には、賠償を請求することがある。
- ・参加申込書を提出した提案者が、企画提案書を提出期限までに提出しない場合は、本公募の参加を辞退したものとみなす。また、企画提案書提出後に辞退する場合には、速やかに連絡するとともに、その旨を書面により提出すること。
- ・本公募の参加に係る手続、提出書類で使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨とする。
- ・受託者が、契約に違反したとき又は履行が不完全であったときは、契約を解除することがある。この場合においても、受託者の損害を補償することはしない。